

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第32号

答申番号：令和3年度答申第29号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

保護開始時に意に反して社会保険の資格を喪失させられ、医療費の負担が10割となったものであるから、原処分（生活保護費返還処分）による支給済保護費の返還額のうち保護開始日から老齢厚生年金の未支給分（以下「本件遡及年金」という。）の支給日までの間（以下「本件期間」という。）に支給された医療費（以下「本件医療費」という。）に相当する部分の返還額は3割とされるべきである。

#### 2 処分庁の主張の要旨

原処分は、本件期間の支給済保護費の額が本件遡及年金の額を下回ることから、当該支給済保護費の全額を生活保護法（以下「法」という。）第63条の規定に基づく返還額としたものであり、社会保険に加入していない被保護者の医療費は、その全額が保護の給付の対象となるものであるから、処分庁が本件医療費の全額を原処分による返還額に含めたことに、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、保護開始時に意に反して社会保険の資格を喪失させられた旨を主張するが、そのような事実を認めることができないから、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和4年1月5日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月12日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

そこで本件についてみると、平成29年5月8日に本件遡及年金の受給権が発生していたところ、令和3年3月11日に請求人の保護が開始され、同年7月15日に請求人は本件遡及年金を受領したことが認められる。そうすると、本件遡及年金は保護開始前に発生した請求人の資力と判断できるから、本件遡及年金に相当する額のうち、本件期間に支給された保護費の全額を返還額とした原処分は違法又は不当な点は認められない。この点、請求人は、保護開始時に意に反して社会保険の資格を喪失させられたことから、本件医療費に係る返還額は3割とすべき旨を主張するが、処分庁が請求人の社会保険の喪失に関与した事実を認めることはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子